

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案新旧対照条文
 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定の申請） 第二条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二（略） 三 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。））を記載したものに限る。）及び履歴書 イ・ロ（略） 四 十一（略） （帳簿） 第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定講習を終了した者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別並びに終了した特定講習の種類 二 五（略）</p>	<p>（指定の申請） 第二条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二（略） 三 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）及び履歴書 イ・ロ（略） 四 十一（略） （帳簿） 第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定講習を終了した者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに終了した特定講習の種類 二 五（略）</p>

2

(略)

2

(略)

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定の申請） 第二条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員（大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、中型二種免許に係る届出自動車教習所指導員、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。）の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。））を記載したものに限り。）及び履歴書</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（帳簿） 第六条 特定届出自動車教習所は、帳簿を備え、次に掲</p>	<p>（指定の申請） 第二条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員（大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、中型二種免許に係る届出自動車教習所指導員、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。）の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。）及び履歴書</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（帳簿） 第六条 特定届出自動車教習所は、帳簿を備え、次に掲</p>

- 2
(略)
- 一 げる事項を記載しなければならない。
指定教習課程に係る教習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定教習課程の種別
 - 二 四 (略)

- 2
(略)
- 一 げる事項を記載しなければならない。
指定教習課程に係る教習を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定教習課程の種別
 - 二 四 (略)

運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>第二条 道路交通法施行令（以下「令」という。）第三十七条の六第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。</p>	<p>一 法第一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上である者であつて、当該認知機能検査を受けた後コースにおける自動車等の運転をすること</p>	<p>第二条 道路交通法施行令（以下「令」という。）第三十七条の六第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。</p>	<p>一 法第一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零以下である者であつて、当該認知機能検査を受けた後コースにおける自動車等の運転をすることによ</p>
<p>区分</p>	<p>講習の基準</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>区分</p>	<p>講習の基準</p> <p>一〇五（略）</p>

<p>2 三 (略)</p>	<p>二 (略)</p>	<p>により、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて公安委員会の確認を受け、当該影響がない旨の別記様式第一号のチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けたもの</p>
	<p>一 五 (略)</p>	
<p>2 三 (略)</p>	<p>二 (略)</p>	<p>り、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて公安委員会の確認を受け、当該影響がない旨の別記様式第一号のチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けたもの</p>
	<p>一 五 (略)</p>	

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（帳簿）</p> <p>第九条 特定教育を行う者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特定教育を受けた者の本籍又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該特定教育の種別</p> <p>二 〃四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（帳簿）</p> <p>第九条 特定教育を行う者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特定教育を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該特定教育の種別</p> <p>二 〃四（略）</p> <p>2（略）</p>